

職首発 0202 第 1 号  
令和 6 年 2 月 2 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
首席職業指導官

## 大量離職通知書の提出に係る取り扱いについて

平素より公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業紹介業務の推進に尽力いただき感謝申し上げます。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）に規定する大量雇用変動が生じる場合、令和 4 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 10 号による改正後の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の再就職援助計画認定審査基準及び大量の雇用変動の届出等に係る業務取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき対応いただいているところである。

国又は地方公共団体の場合には、法第 27 条第 2 項に基づき、任命権者が大量離職通知書（以下「通知書」という。）を提出するものとされ、特に地方公共団体に対しては、令和 5 年 6 月 27 日付け職発 0627 第 1 号「大量離職通知書の提出に係る地方公共団体への周知について」に基づき周知等を実施いただいているところであるが、引き続き、計画的に周知等を実施して頂くようお願いする。

今般、特に要領上の解釈について疑義のあった内容について、下記により明記したので留意をお願いする。

## 記

### 第 1 「一の事業所」について

「一の事業所」については、要領に基づき、原則として、適用事業所単位であり、困難な場合には、社会保険における取扱い、労働者名簿及び賃金台帳の備え付け状況等も考慮して、当該地方公共団体等で判断すること。

## ○要領（抜粋）

### Ⅱ 再就職援助計画について

#### 第2 再就職援助計画の作成提出

##### 1 再就職援助計画を作成しなければならない事業主

- (3) 「一の事業所」であるか否かの判断は、次の基準によって行うものであり、おおむね雇用保険において事業主が被保険者の資格の得喪に関する届出等の事務を処理する単位の事業所と同じであること。

イ 場所的に他の(主たる)事業所から独立していること。

ロ 経営(又は事務)単位としてある程度の独立性を有すること。

ハ 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること。

これを具体的にみると、本社、支店、工場等がそれぞれ一の事業所であるが、上記基準により難いときは、社会保険における取扱い、労働者名簿及び賃金台帳の備え付け状況等も考慮して判断すること。

### Ⅲ 大量雇用変動の届出等

#### 第2 大量雇用変動の届出等

##### 1 大量の雇用変動

##### (2) 雇用量の変動をみる単位及び期間

- ロ この場合において、「一の事業所」であるか否かの判断は、Ⅱの第2の1の(3)と同様の基準によって行うものであること。また、これを具体的にみると、国又は地方公共団体においては、本省(庁)、地方機関(例 都道府県労働局、経済産業局)、第一線機関(例 公共職業安定所、税務署、地方事務所、保健所)が、それぞれ一の事業所となるものであるが、上記基準により難いときは、社会保険における取扱い、労働者名簿及び賃金台帳の備え付け状況等も考慮して判断すること。

#### 第2 その他

##### 1. リーフレットについて

大量離職通知書の「⑧再就職先の確保の状況」については、事業所として再就職先の確保を行っている場合に、届出時までに確保した再就職先の事業所数及び受入れ可能人数を記入することとなっている。リーフレットについては別添のとおり改正することとし、今後は当該リーフレットにより周知を行うこと。

以上

(担当)

首席職業指導官室 職業紹介第三係 (内 5690)

(国または地方公共団体の方へ)

# 離職する職員の再就職のために ～「大量離職通知書」について～

国または地方公共団体の任命権者<sup>(※)</sup>は、一定期間内に相当数の職員が離職することとなる場合、離職する前に厚生労働大臣に対して「大量離職通知書」を提出することが義務付けられています。

※任命権者には、任命権が委任されている者を含みます。

## 「大量離職通知書」を提出しなければならない場合

1つの事業所で1か月に30人以上の離職者<sup>(※)</sup>が生じる場合、最後の離職が生じる日の1か月前までに、ハローワークに「大量離職通知書」を提出しなければなりません。

(労働施策総合推進法27条等)

※任用期間満了により離職する場合であっても、6か月を超えて引き続き任用されている者は離職者に含みます。ただし、下のいずれかの項目に該当する者、職員本人の都合または職員の責めに帰すべき理由により離職する者は除きます。

- ・日雇い、または期間を定めて任用されている者（引き続き任用されている期間が6か月以下である者に限る）
- ・試用期間中の者（14日を超えて引き続き任用されている者を除く）
- ・常時勤務に服することを要しない者として任用されている者

※パートタイムであっても、離職する場合は離職者に含まれます。

※ただし、任用期間満了後に再度任用されることが決定された者は、離職者に該当せず、選考等の結果、離職することが確定した者が離職者に含まれます。

※**30人未満**の離職者が生じる場合については、「大量離職通知書」の提出義務はありませんが、**一定程度の規模の離職**が予定されており、**再就職先が確保されていない場合**には、円滑に再就職支援を行う必要があるため、ハローワークに**「大量離職通知書」の提出等についてご相談ください。**

様式のダウンロードはこちら ⇒



【参考：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抜粋）】  
第27条 事業主は、その事業所における雇用量の変動（事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。）であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの（以下この条において「大量雇用変動」という。）については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を含む。第28条第3項において同じ。）は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

3 第1項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出または通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

- 一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。
- 二 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。



# 記載にあたっての留意事項等

・この様式（大量離職通知書）は、国または地方公共団体が提出する場合の様式です。  
 ・民間の事業主の方は大量離職届をお使いください。

様式(表面)

## 大 量 離 職 通 知 書

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第27条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

令和 年 月 日

任命権者の官職名 ⑧

公共職業安定所長 殿

### <②欄>

・最初の離職が生じる日から最後の離職者が生じる日を記載してください。  
 ・1日で全員が離職する場合には、その日を記載してください。

①下記の離職に係る事業所	①名称	②下記の離職が生じる年月日又は期間	年月日から		
	②所在地		年月日まで		
③雇用形態	年齢	④離職者数	⑤職種	年齢	⑥離職者数
計		○人 うち雇用保険被保険者数 ○人			○人
	45歳以上 60歳未満	○人	警備	45歳以上 60歳未満	○人
うち 常勤職員		○人	用務員		○人
	45歳以上 60歳未満	○人		45歳以上 60歳未満	○人
うち 非常勤職員		○人	事務		○人
	45歳以上 60歳未満	○人		45歳以上 60歳未満	○人
⑦再就職の援助のための措置					
⑧再就職先の確保の状況		○ 事業所		○ 人	

### <③、④欄>

・離職者の合計を記載してください。  
 ・その下に合計数のうち雇用保険被保険者数、45歳以上60歳未満の者の数をそれぞれ記載してください。  
 ・さらに、合計数のうち常勤又は非常勤職員別に離職者数を記載してください。

### <⑤、⑥欄>

・職種ごとに、離職者数を記載してください。  
 ・その下に45歳以上60歳未満の者の数をそれぞれ記載してください。

### <⑦、⑧欄>

・離職者の再就職のために講じている措置（再就職援助の体制、具体的な方法）を記載してください。  
 ・再就職先の確保を行っている場合、届出時まで確保した再就職先の事業所数及び受入可能人数を記載してください。

## 提出先・お問い合わせ先

### ■大量離職通知書の提出先

最寄りのハローワーク（事業所関係部門）にご提出ください。

全国のハローワーク所在地はこちらから検索できます。

【URL】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork)



※記載にあたってご不明な点なども、最寄りのハローワークにお問い合わせください。